

2006年5月11日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

住民基本台帳事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年4月27日付けで諮問（第195号）された住民基本台帳事務に係る
個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略
について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供をする必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年4月14日付けの神奈川県藤沢警察署司法警察員名での捜査関係事項照会書により、捜査中の詐欺事件の捜査の必要から、転出届出の際に藤沢市に提出した「住民異動届」の写しの交付についての依頼が実施機関になされた。

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公

私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、「捜査関係事項照会書」に基づき正当な請求権を有した司法警察員職員によって行われたものであるから、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであることは明白である。

なお、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について藤沢警察署に問い合わせをしたが、「捜査の内容の詳細については、回答できないが、当署において捜査中の詐欺事件に絡み届出書の筆跡等が必要である。」との回答があった。

(2) 提供する情報の提出先及びその内容

ア 目的外提供の相手方

神奈川県 藤沢警察署

イ 目的外提供に係る個人情報の内容

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民基本台帳法第23条に基づく転居届の写しである。

住民票の写しについては、住民基本台帳法第12条第2項及び第3項並びに住民基本台帳事務処理要領第2-3-(2)-①-ア-(イ)により交付することは可能となっている。

しかし、住民票の写しからは得られず、転居届の写しによって初めて得られる個人情報は以下のとおりである。

①届出人の住所 氏名 電話番号 異動者本人との関係（代理人による届出の場合）

②届出人の筆跡

③届出受付時の届出人の本人確認方法

④国民年金の有無 年金番号 加入年月日

⑤国民健康保険の加入の有無 国民健康保険の保険証番号

なお、今回の目的外提供にあたっては④⑤を除いた部分としたい。

(3) 目的外に提供する必要性について

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民票の写しによって得られるもののほかは、転居届の写しによってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれが予想されることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民票の写しによって得られるもののほかは、転居届の写しによってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要性があると認められる。

(2) 本人へ通知しないことの合理的理由について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがあることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められる。

以 上